

日本図書館協会が作成した「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」では、障害者に対する不当な差別的取扱いに当たる例などが具体的に示されている。次の記述A～Dはいずれもガイドライン中で示されている具体例であるが、このうち、障害者に対する不当な差別的取扱いに当たる例のみを全て選んでいるのはどれか。

- A. 障害者に対して、来館に際して通訳者や家族の同行を求める。
- B. 手話通訳者の手配ができないことを理由に、障害者が図書館における催しに参加するのを断る。
- C. 個々の配慮にそれなりの時間と人数を要する利用者に対し、事前に来館日時の連絡を求める。
- D. 手話通訳者などの派遣手続のため、講演会の申込み締切りを一般よりも前にする。

- 1. A
- 2. A, B
- 3. A, C
- 4. B, C, D
- 5. C, D

（正答 2）

日本における出版物の委託販売制度に関する次の記述A～Dのうちには下線部分が妥当なものが二つある。それらはどれか。

- A. 委託販売制度は、出版社が発行した出版物を、取次会社を経由して書店へ配本する制度であり、日本の出版流通では同制度の実施が法律で義務付けられている。
- B. 委託販売制度の対象商品は新刊の図書であり、新刊の雑誌は対象外である。
- C. 委託販売制度では、定められた期間内であれば、書店は売れ残った対象商品を返品できる。
- D. 2023年現在、図書の返品率は30 %を超えている。

- 1. A, B
- 2. A, C
- 3. B, C
- 4. B, D
- 5. C, D

（正答 5）